

令和8年度 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業について

高齢者・母子等・身体障がい者で構成される低所得世帯で、居住する家屋の屋根雪下ろしを自力又は家族等によっても行うことが困難な場合、助成券を交付します。

対象世帯	対象世帯は、 令和8年度市・道民税が非課税の世帯 で、次のいずれかに該当する世帯です。	
	高齢者世帯（70歳以上） ※年度の末日までに70歳に達する場合を含む。	一人暮らし 高齢者夫婦のみ 高齢者と義務教育修了前の子供 高齢者と女性 高齢者と身体障がい者（身体障害者手帳1～4級）
	母子及び寡婦世帯 ※母子及び父子並びに寡婦福祉法による	一人暮らし 母と義務教育修了前の子供 母と女性
	身体障がい者世帯（身体障害者手帳1～4級） ※聴覚障害及び音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害を除く。	一人暮らし 身体障がい者のみ 身体障がい者と義務教育修了前の子供 身体障がい者と女性

対象とならない世帯	①自己の労力や、親族・近隣等の協力で雪下ろしが可能な世帯
	②令和8年度市・道民税が課税されている者が属する世帯
	③旭川市内に70歳未満の扶養義務者が居住し、その者により雪下ろしが可能な世帯 ※男性の親族（息子、娘婿等）がいる場合は対象となりません。 ※この事業でいう扶養義務者とは、実際の扶養の有無を問わず民法第877条で定める1親等以内の血族及び姻族を指します。（健康保険や所得税などで用いられる扶養の概念とは異なります。）
	④借家やアパート等に居住し、大家等の賃貸人により雪下ろしが行われる世帯
	⑤実施時に入院等で不在の世帯（年度末までに退院する見込みがあり、申請者に代わり作業や支払等を行う者がいる世帯を除く。）
	⑥生活保護受給世帯

申請方法・申請期限	【申請方法】 申請書兼同意書（様式第1号（第5条関係））を記入の上、郵送又は長寿社会課窓口（総合庁舎2階14番）へ持参していただくか、あなたの居住する地区の担当民生委員児童委員に提出してください。 民生委員児童委員記入欄は、地区を担当する民生委員児童委員に記入を依頼してください。 （各支所、各出張所及び東部まちづくりセンターは受付していません。）
	【申請期限】 令和8年10月7日（水） ※上記期限後も 令和9年2月26日（金） まで随時申請を受け付けますが、結果通知は期限内に申請した方よりも遅くなります。

結果通知	提出された申請書を審査し、審査結果（対象又は対象外）を次のとおり送付いたします。
	●令和8年10月7日（水）までに提出された方 ⇒ 11月下旬に送付 ●上記期限後、令和9年2月26日（金）までに提出された方 ⇒ 12月下旬以降順次送付

助成内容	次の作業に使用できる助成券15,000円分（5,000円券2枚、1,000円券5枚）を交付します。
	●家屋及び物置・車庫等の雪下ろし及び雪下ろしに伴う除雪・排雪 ●家屋及び物置・車庫等の屋根から落ちた雪の除雪・排雪 ※助成は市の指定事業者が行った作業に限ります。助成金額を超える額は自己負担です。 ※助成券の有効期間は、発行日から令和9年3月25日（木）までです。（発行日前など、有効期間以外の作業には使えません。）

助成券の利用方法	
1.助成券と一緒に送付される名簿から指定事業者を選び、見積りを依頼します。 2.指定事業者が見積りに来たら、作業日時や作業内容、支払金額を決めます。 3.作業終了後、押印又は氏名を記入した助成券を指定事業者に渡します。	

問合せ先・申請書提出先	
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階 14番窓口 福祉安心部長寿社会課高齢者支援係 Tel.25-6457（直通）	